

# 請 願 書

紹介議員

# 亀岡市の小学校給食および保育給食の放射能対策実施に関する請願

## 【請願の主旨】

2011年3月11日に起こった福島第一原発事故からもうすぐ1年が過ぎようとしています。小さな子どもをもつ私たちは時を追うごとに食品の放射能汚染の実情を知り、これまで以上に食品の調達に神経をとがらせています。野菜や肉類だけでなく、事故後に収穫された米や麦、汚染された水域の魚などを原料とする食品が、流通網を通じて全国に拡大していることを考えると、内部被ばくに対する不安はますます深まるばかりです。子どもたちは食べ物を選べません。安心して口にできる食事を用意し、子どもの健康を守るのは私たち大人の務めです。

日本政府はこの4月から食品に適用する放射性セシウム新基準値を策定しましたが、検査体制自体が不十分なためまだまだ安心とはいえません。この現状から考えると、国に頼らず、自治体が率先して臨機応変な対応をとることが何よりも現実的で即効性があると考えます。

放射能の影響をもっとも受けやすい子どもたちの健康を守るため、できるだけ早く給食の放射能対策を実施していただけますよう、以下の事項を請願いたします。

## 【請願事項】

### 1. 給食食材の放射性物質測定と結果公表の実施

学校・保育給食に対する保護者の懸念の声は全国的に高まっています。そのような声に応えようと私たちの住む関西でも神戸市や堺市、京都市などの大きな都市をはじめ、箕面市（人口約13万人）、長岡京市（同約8万人）でも検査機器の購入、測定、結果の公表が実施されたり、間もなく実施されようとしています。

また、この放射能測定と結果公表の実施は、風評被害の抑止にもつながると考えます。

以上のことも踏まえ、亀岡市においても市内全ての小学校給食、保育給食に使用される食材の放射性物質測定検査と結果（測定値・検出限界値・検出時間）の公表を実施していただけますよう求めます。

### 2. 測定実施までの暫定措置の実施

放射能測定ができない現時点での暫定措置として、政府指定のモニタリング強化地域である総理指示対象自治体（福島県、茨城県、栃木県、群馬県）及びその隣接自治体（宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県）の食材を給食に使用しないことを求めます。

また、海洋汚染については全容が掴めていない状況ですが、海の中のホットスポットも考慮して、不安のある水域および水域不明の魚、そしてそれを原料とする加工品の給食への使用を避けるよう求めます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

2012年2月29日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

請願者